⑬　地域医療連携体制

(i)・(ii)　（略）

(iii)　産婦人科又は産科以外の診療科での妊産婦に対する積極的な診療の実施の有無

⑭　（略）

ハ　歯科診療所

(1)　医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する事項として厚生労働大臣が定めるもの

(2)～(5)　（略）

(6)　地域医療連携体制

(i)　産婦人科又は産科以外の診療科での妊産婦に対する積極的な診療の実施の有無

ニ　（略）

第三　医療の実績、結果等に関する事項

一　医療の実績、結果等に関する事項

イ　病院

(1)～(12)　（略）

（削る）

⑬　診療科名中に産婦人科、産科又は婦人科を有する病院にあつては、公益財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償の有無

⑭　（略）

ロ　診療所

(1)～(10)　（略）

(11)　診療科名中に産婦人科、産科又は婦人科を有する診療所にあつては、公益財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償の有無

ハ　（略）

ニ　助産所

(1)～(3)　（略）

(4)　公益財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償の有無

附　則

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

○農林水産省令第十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第三十八条の規定に基づき、家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月二十九日

農林水産大臣　野上浩太郎

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
⑬　地域医療連携体制 (i)・(ii)　（略） （新設） ⑭　（略） ハ　歯科診療所 (1)　医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する資格の種類として厚生労働大臣が定めるもの及びその種類毎の人数 (2)～(5)　（略） （新設） ニ　（略） 第三　医療の実績、結果等に関する事項 一　医療の実績、結果等に関する事項 イ　病院 (1)～(12)　（略） ⑬　財団法人日本医療機能評価機構（平成七年七月二十七日に財団法人日本医療機能評価機構という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）による認定の有無 ⑭　診療科名中に産婦人科、産科又は婦人科を有する病院にあつては、財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償の有無 ⑮　（略） ロ　診療所 (1)～(10)　（略） (11)　診療科名中に産婦人科、産科又は婦人科を有する診療所にあつては、財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償の有無 ハ　（略） ニ　助産所 (1)～(3)　（略） (4)　財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償の有無	⑬　地域医療連携体制 (i)・(ii)　（略） (iii)　産婦人科又は産科以外の診療科での妊産婦に対する積極的な診療の実施の有無 ⑭　（略） ハ　歯科診療所 (1)　医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する事項として厚生労働大臣が定めるもの (2)～(5)　（略） (6)　地域医療連携体制 (i)　産婦人科又は産科以外の診療科での妊産婦に対する積極的な診療の実施の有無 ニ　（略） 第三　医療の実績、結果等に関する事項 一　医療の実績、結果等に関する事項 イ　病院 (1)～(12)　（略） （削る） ⑬　診療科名中に産婦人科、産科又は婦人科を有する病院にあつては、公益財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償の有無 ⑭　（略） ロ　診療所 (1)～(10)　（略） (11)　診療科名中に産婦人科、産科又は婦人科を有する診療所にあつては、公益財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償の有無 ハ　（略） ニ　助産所 (1)～(3)　（略） (4)　公益財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償の有無
（輸入の場所） **第四十七条**　法第三十八条の農林水産省令で指定する港又は飛行場は、次の表の上欄に掲げる指定検疫物の種類につき、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。	（輸入の場所） **第四十七条**　法第三十八条の農林水産省令で指定する港又は飛行場は、次の表の上欄に掲げる指定検疫物の種類につき、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。